

令和7年9月12日

沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区施設の指定管理者公募に係る質問に対する回答

N o	質問事項	回 答
1	①募集要項、8 施設使用料の取扱い、施設管理に要する経費等 (2) 施設管理に要する経費等、②（6～7 ページ）について 各年度で指定管理料の増減は認められますか。 また、5 年間の合計額500,495千円を超えない範囲で各年度の提示金額100,099千円を超えても失格にならないですか。	収支計画書に記入される指定管理料は、毎年度同じ金額である必要はなく、5 年間の指定管理料の合計額が上限額の合計である500,495千円を上回らない範囲で増減させても構いません。 また、収支計画書に記入された 5 年間の指定管理料の合計額が上限額の合計である500,495千円を上回っていなければ、各年度の指定管理料が100,099千円を超えても失格とはなりません。